

氏名	ARCE HUTTMANN IMME		
学位の種類	博士（ 学術 ）		
学位記番号	博甲第 8391 号		
学位授与年月	平成 29年 9月 25日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	人間総合科学研究科		
学位論文題目	Present and Future of Cultural Heritage Policies in Central America 中米諸国における文化遺産政策の現状と今後		
主査	筑波大学教授	工学博士	稲葉 信子
副査	筑波大学教授	博士（デザイン学）	上北 恭史
副査	筑波大学教授	博士（学術）	松井 敏也
副査	聖心女子大学准教授	博士（学術）	岡橋 純子

論文の内容の要旨

本論文は、中米諸国の文化遺産保護政策について、国際社会における地域別政策及び地域内相互協力のための政策の立案に資する研究成果を得るため、まず各国の文化遺産保護政策の現状を把握し、次にこれらを比較検討し、地域特有の問題点を抽出し、中米向け文化遺産保護地域政策を立案するにあたって留意すべき事項をまとめたものである。

第1章は序論である。著者は、国際社会における文化遺産保護政策について国際協力の枠組みからその現状を俯瞰し、中米地域を取り上げる本論文の背景と目的について述べている。

第2章は、第3章以降の考察の前提となる中米の地域的特性について述べた章である。著者は、スペインによる植民地統治、その後に各国で繰り返された内戦などの歴史的経緯から生まれた中米特有の状況、あるいはまた国際協力の枠組みにおける中米の位置づけなどからみた、当該地域の特殊性について述べている。

第3章から第8章までは、各国別の文化遺産保護政策の現状について述べた章である。著者は、保護政策の歴史及び法律、組織、予算措置など制度の現状からみた各国の状況について分析を行っている。

第3章は、グアテマラ共和国についての章である。著者は、36年に及んだ内戦の終結以降、先住民の権利を重視する国の政策により、文化遺産保護政策もまた遺跡保存から包括的な民族文化の把握へと移行してきたこと、しかし、無形文化を利用した民族文化重視政策は皮相的であり、一方でティカル遺跡などの保全と観光利用に多くの資源が投入されて、乖離が進んでいることなどを述べている。

第4章は、エルサルバドル共和国についての章である。著者は、1990年代初めの内戦終結後、文化遺産保護制度は海外の動向も取り入れて大きく現代化を遂げたが、しかし2009年左翼政権成立以降はグ

アテマラ同様にアイデンティティ探しのポピュラリズムへとシフトし、文化遺産保存軽視の傾向がみられるようになったことなどを述べている。

第5章は、ホンジュラス共和国についての章である。著者は、ホンジュラスの文化遺産保護が1845年という非常に早い時期に始まっているが、2009年クーデターなどの影響で停滞していること、マヤ文明の著名な遺跡コパンの知名度に頼ってきた文化遺産保存の考え方がそこから脱皮できない状況などについて述べている。

第6章は、ニカラグア共和国についての章である。著者は、1980年代の左翼政権成立後、文化政策が国の政策アジェンダに取り込まれ、組織・予算とも安定し分権化も進んだ一方で、文化遺産の概念の把握、遺産保護の実態とも文化の政治利用の範囲を超えていない状況などについて述べている。

第7章は、コスタリカ共和国についての章である。著者は、これまで述べてきた国に比べればはるかに安定した政治状況のもとに、地方分権も進めつつ発展してきた同国の文化遺産保護政策であるが、しかしそれだけに国の求心力が欠如している状況について、また文化遺産の概念がいまだ先コロンブス期あるいは植民地時代に特化されて抜け出せないでいる状況などについて述べている。

第8章は、パナマ共和国についての章である。著者は、アメリカの介入のもとナショナリズムが高揚し反米政権が成立した時代もあったが、現在は安定して急速な経済発展を続ける同国の文化遺産保護制度について、かつてのような文化の政治利用への関心が薄れ、博物館が閉鎖される一方で、遺産観光への投資が確実に増えている状況などについて述べている。

第9章は、上記の国別の分析結果をもとに、地域内における比較分析について述べた章である。著者は、中米特有の歴史的・政治的状況から生まれた特徴、すなわち文化遺産の政治利用、その一環としての無形文化などを通しての先住民民族文化への特別な配慮、遺跡中心主義とその観光利用あるいは博物館中心主義、予算配分と遺産保護政策の安定性の関係などを指標に、地域がサブリージョン、すなわちパナマ及びコスタリカとそれ以外の国に分けられること、文化的には前者がIsthmo-Colombian地域、後者がメソアメリカ地域に重なり、特に後者において、古くから外国人考古学者の関心を集めてコパンやティカルなどマヤ文明の遺跡第一主義が発展してきたこと、その民族アイデンティティが同時に内戦も引き起こし、民族文化の政治利用・大衆化が進んできたことを指摘している。

第10章は、第2章から第9章をまとめた章である。著者は、中米地域の文化遺産保護にかかる地域向け国際協力及び地域内国際協力の観点から見た留意点を提示して論文のまとめとしている。

審査の結果の要旨

(批評)

ユネスコ世界遺産条約に代表される国際社会における文化遺産保護にかかる国際協力は、文化が共通する地域に分けて調査を行い、政策を立案・実施するとともに、これらを地域内での相互協力のもとに行うことを推奨し、これまで行われてきている。世界遺産条約における国からの報告をまとめて分析することを除き、中米地域について、本論文のような一人の著者によるまとまった調査研究は行われてこなかった。本論文は、中米諸国の文化遺産保護にかかる歴史、法律、組織、予算の状況について現地調査をもとに広範な情報を収集し、比較分析し、当該地域における国際協力の推進のみならず、文化遺産保護制度の国際研究においても、有用な知見を提供している点で評価される。

平成29年8月22日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士(学術)の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。